

(仮称) 中津市新学校給食共同調理場整備運営事業

落札者決定基準

令和6年12月

中津市

目次

第1	本書の位置づけ	1
第2	事業者選定の概要	1
1	事業者の選定方式	1
2	事業者の選定方法	1
3	事業者の選定の体制	1
第3	審査等の流れ	2
第4	資格審査	3
第5	提案審査	3
1	基礎項目審査	3
2	技術評価点の算定（加点項目審査）	3
3	価格評価点の算定	4
4	総合評価点の算定	4
第6	落札者の決定等	4
1	落札者の決定	4
2	選定結果及び審査講評の公表	4

添付資料

別紙1 基礎項目審査の評価基準

別紙2 審査項目の評価基準

別紙3 審査項目の評価視点

第1 本書の位置づけ

(仮称)中津市新学校給食共同調理場整備運営事業落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき特定事業として選定した(仮称)中津市新学校給食共同調理場整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集・選定を行うに際し、入札参加者に公表する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案等に具体的な指針を示すものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者の選定方式

本事業を実施する事業者には、本事業の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等と事業実施における経済性を総合的に評価して選定することが必要である。したがって、事業者の選定は、入札額と併せて、中津市(以下「本市」という。)が要求するサービス水準との適合性、維持管理及び運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行う。

2 事業者の選定方法

事業者の選定方法は、入札参加者の参加資格の有無を審査する「資格審査」と、入札参加者の提案内容を審査する「提案審査」の2段階に分けて実施する。

なお、資格審査においては、入札参加者の参加資格の有無について本市が審査を行う。資格審査の結果は、提案審査における評価には反映させないこととする。

3 事業者の選定の体制

提案審査では、本市が設置した学識経験者等で構成する中津市新学校給食共同調理場整備運営事業民間事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)が、入札参加者から提出された提案審査に関する書類の審査を行い、総合評価点を算定する。

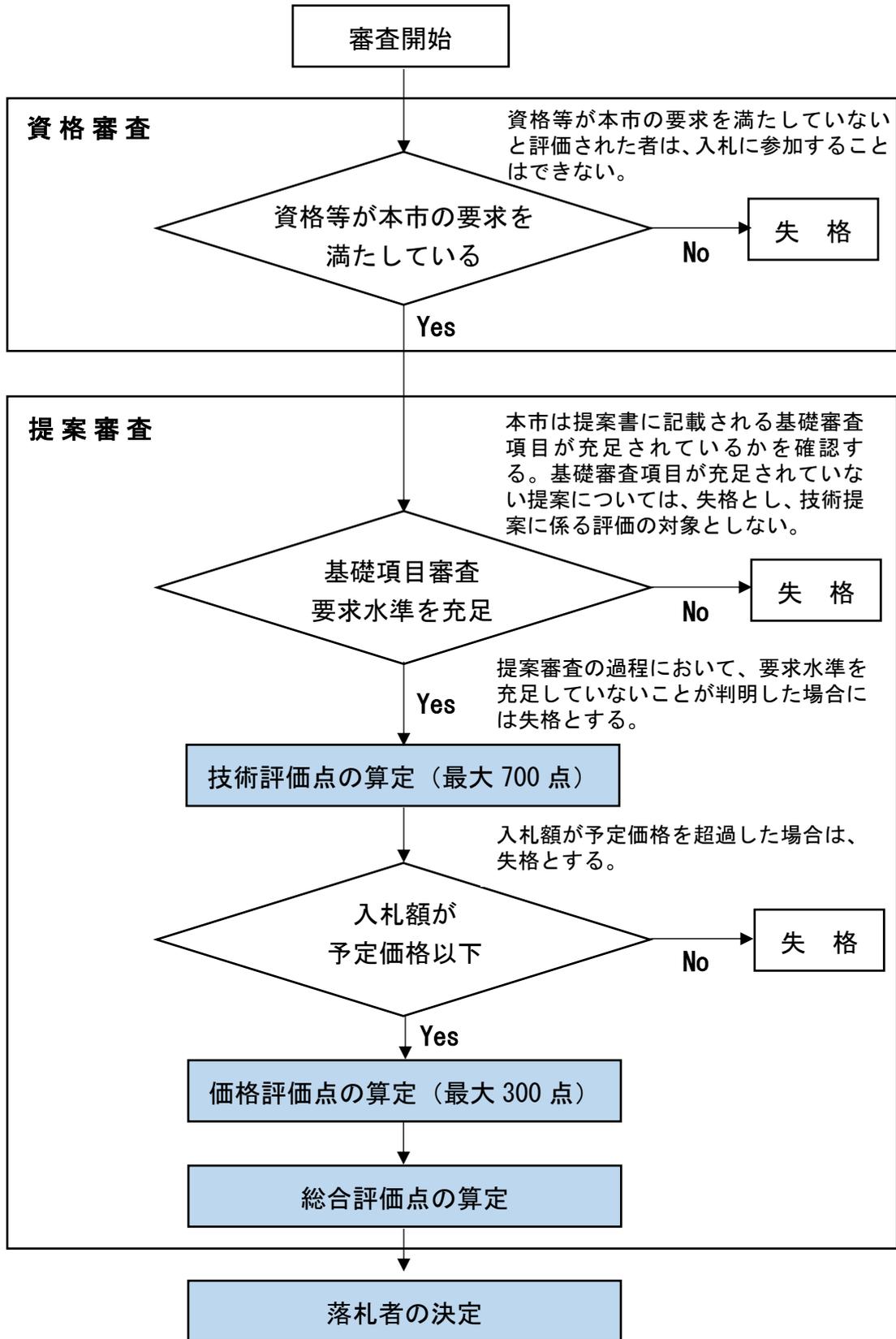
本市は、事業者選定委員会における審査結果を踏まえ、落札者を決定する。事業者選定委員会の委員は、以下のとおりである。

[敬称略・50音順]

	氏名	所属
委員	尾崎 明仁	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門 教授
委員	柴田 建	大分大学理工学部理工学科建築学プログラム 准教授
委員	高松 伸枝	別府大学食物栄養科学部食物栄養学科 教授
委員	前田 良猛	中津市 副市長
委員	黒永 俊弘	中津市教育委員会 部長

第3 審査等の流れ

審査等の流れは次のとおりとする。



第4 資格審査

本市は、入札参加者が入札説明書に示す参加資格要件を満たしているかどうかを審査し、参加資格要件の不備があれば失格とする。

第5 提案審査

1 基礎項目審査

本市は、入札参加者の提案内容が、「別紙1 基礎審査項目の評価基準」に掲げる基礎審査項目を満たしているか、審査を行う。

提出された入札書類が、すべて入札説明書の指定どおりに揃っているかを本市において確認し、基礎審査項目を満たしている場合は適格とし、満たしていない場合は失格とする。

2 技術評価点の算定（加点項目審査）

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、事業者選定委員会において技術提案に係る評価を行う。技術提案に係る評価は、入札参加者の提案内容に対し、以下に示す審査項目について評価基準に応じて得点を付与する。技術評価点は最大 700 点とし、その内訳は「別紙2 審査項目の評価基準」に示す。また、技術評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

審査項目	配点	備考
① 事業計画全般に関する事項	55	配点の割合:最大 700 点 7.9%
② 設計業務に関する事項	210	〃 30.0%
③ 建設・工事監理業務等に関する事項	70	〃 10.0%
④ 開業準備業務に関する事項	15	〃 2.1%
⑤ 維持管理業務に関する事項	70	〃 10.0%
⑥ 運營業務に関する事項	230	〃 32.9%
⑦ 入札参加者独自の提案に関する事項	50	〃 7.1%
合 計	700	—

【評価基準】

評価	評価水準	点数化の方法
A	具体的かつ非常に優れた提案がなされている	配点× 100%
B	優れた提案がなされている（AとCの中間程度）	配点× 75%
C	適切な提案がなされている	配点× 50%
D	具体的かつ適切な提案が少ない（CとEの中間程度）	配点× 25%
E	要求水準を満たすものの、懸念される点がある	配点× 0%

3 価格評価点の算定

総合評価点を算定する際の価格評価点（最大 300 点）については、入札書に記載された入札額で行うものとし、入札額に対して、次式により価格評価点を算定する。価格評価点の計算に当たっては、小数点以下第 2 位を四捨五入し、価格評価点を算出する。なお、予定価格を超える場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低の入札額} / \text{入札額})$$

4 総合評価点の算定

技術評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点 (最大 700 点)} + \text{価格評価点 (最大 300 点)}$$

第 6 落札者の決定等

1 落札者の決定

本市は、提案審査に基づいて事業者選定委員会により算定された総合評価点が最も高い点数であった入札参加者を落札者として決定する。ただし、最も高い総合評価点であった入札参加者が複数いた場合は、技術評価点が最も高い入札参加者を落札者とする。

2 選定結果及び審査講評の公表

落札者の選定結果については、入札参加者の代表企業に通知するほか、審査講評を本市ホームページで公表する。